

近畿分析技術研究懇話会 内規

昭和57年3月制定

平成14年4月13日改訂

平成23年7月21日改訂

令和7年12月12日改定

名称及び設置

1. 本研究懇話会は、近畿分析技術研究懇話会と称し、公益社団法人日本分析化学会近畿支部(以下、近畿支部と略する)内におく。

目的

2. 本研究懇話会は、近畿支部内の企業、官公庁、大学に属する産官学の会員相互の交流を深めると同時に、分析化学に関する新しい技術の開発と進展、並びに理論的な研究に関する話題を提起して、分析化学の進歩と分析技術者・研究者の育成に寄与することを目的とする。

事業

3. 本研究懇話会は、上の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究懇話会の開催
- (2) 講演会、見学会、研修会、講習会などの開催
- (3) 公益社団法人日本分析化学会近畿支部にかかる諸行事への参加並びに後援
- (4) 表彰、海外渡航援助などの若手技術者・研究者の奨励事業
- (5) その他必要と認められる事項

組織

4. 本研究懇話会は、本会の目的に賛同する法人賛助会員、個人賛助会員、一般会員(分析化学会近畿支部所属会員)をもって組織する。

会計

5. 本研究懇話会の経費は、法人賛助会員および個人賛助会員の会費並びに寄付金による。

- ・法人賛助会員の会費は年間1口1万円とする。
- ・個人賛助会員の会費は年間1口1千円とする。

会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わるものとする。

会員の特典

6. 本研究懇話会の法人賛助会員および個人賛助会員は、公益社団法人日本分析化学会近畿支部主催にかかる行事の資料や支部ニュースの配布を受けることができ、同支部主催にかかる講習会などで会費の減額を受けることができる。

役員

7. 本研究懇話会は、役員として、会長、庶務および会計それぞれ1名をおく。ただし必要に応じて一般役員をおくことができる。役員の任期は1年とし、留任を妨げない。

総会

8. 本研究懇話会は、少なくとも年に1回総会を開き、事業内容や会計について承認を受け、近畿支部に報告する。

以上

近畿分析技術研究懇話会 運営・役員選考に関する申し合わせ

1. 役員会

本研究懇話会に関する重要事項は、日本分析化学会近畿支部(以下、近畿支部と略する)の常任幹事会のなかで役員が議事として提案し承認を受ける。

2. 総会

総会は、近畿支部幹事会と同日に、幹事会に引き続いで開催するものとする。総会の議長は近畿支部支部長が務める。

3. 役員選考

- 1) 本研究懇話会の事業を目的に沿って円滑に実施するため、役員は、産官学の均衡を考慮して選出する。
- 2) 役員は、近畿支部常任幹事を兼務する。
- 3) 会長は、法人賛助会員から選出されるのが望ましい。原則として、庶務担当役員は庶務幹事が、会計担当役員は近畿支部会計幹事が兼務する。
- 4) 役員は、近畿支部の役員選考委員会により推薦され、近畿支部幹事会で承認を受ける。

4. 事務

表彰、海外渡航援助等の選考は、それぞれ近畿分析技術研究奨励賞ならびに近畿分析技術研究国際交流助成選考委員会に委嘱し、本研究懇話会がこれを承認する。授与者として、本研究懇話会会長名と近畿支部長名を併記するものとする。

入会手続きや会費管理などの事務は、近畿支部事務局を通じて行う。入会案内などの広報は近畿支部ホームページ内にて行う。

5. 個人賛助会員

個人賛助会員の入会勧誘及び会費徴収は、近畿支部幹事会の開催時に役員が周知する。

平成23年7月21日近畿支部幹事会承認

令和7年12月12日近畿支部幹事会承認